

入園に関してよくあるQ&A



その他のQ&Aはこちらを
ご覧ください(市HP)

申請に関する質問

Q1. 記入を間違えてしまったのですが。

A1. 間違えた箇所に二重線を引き、その上か周辺に正しい内容を記入してください。



Q2. 提出日を過ぎてしまったのですが…。

A2. 提出日を過ぎても受付可能ですが、入園の優先順位は下がる可能性があります。
第一希望の園に申請書の提出が遅れることを連絡しておくともよいかも…



Q3. 提出期間中に書類が揃わない場合にはどうしたらいいですか。

A3. 提出先の園に間に合わない書類は後日提出することを伝え、後日必ず提出してください。



Q4. 提出した申請書に記載してある内容が変更になった場合は、どうすればいいですか。

A4. 変更した認定事由に該当する書類を園か市役所こども課へ提出してください。



Q5. 現在離婚を前提として別居中です。父または母の書類を提出することができません。どうすればいいですか。

A5. 家庭裁判所等より離婚調停中の証明がある場合は、その写しを提出することで、相手方の書類は不要となります。離婚に関する書類が提出できない等の事情がある場合は市役所こども課へ相談してください。
なお、離婚が成立して籍を抜いても住民票を異動していなければ「まだ同居している」ということで「事実婚」状態とみなされます。



就労状況、育児休業に関する質問

Q6. 申込時点の9月現在では就労していませんが、来年度までに就労予定です。入園できますか。

A6.

- ①まだ仕事が決まる前で、就労証明書を用意できない場合は、求職活動をしていることを証明する「求職活動申立書」を提出してください。
- ②もし4月からの就職が内定している場合は、就職先で就労証明書の【3雇用(予定期間等)】の欄に期間の開始日を「4月1日～」と記載してもらい、提出してください。



Q7. 就労の認定で入園が決まっていたのですが、入園直前に退職しました。どのようにすればいいですか。

A7. 求職中となった場合は、「求職活動」の事由で認定されますので、求職活動申立書を園か市役所へ提出してください。他の認定事由に該当するかもしれない場合は、市役所こども課にご相談ください。



Q8. 就労をするのが先か、保育所等に入所させるのが先かどちらですか。

A8. 求職活動中でも3ヶ月間保育の利用が認められています。「求職活動」の認定で入所した後、3ヶ月以内に就職先が決まり月64時間以上の就労になれば継続して利用することができます。ただし、9月の一斉申込みでは「求職活動」で申請した場合優先度が低いので第一希望の園に入園できないことがあります。



Q9. 4月1日からフルタイムで就労する場合、慣らし保育はありますか。

A9. 新規入園児童は「慣らし保育」として最初のうちは短時間で預かる園もあります。詳しくは入園先の園に確認してください。



Q10. 就労先から安中市の様式ではない就労証明書を渡されました。様式が違って大丈夫ですか。

A10. 安中市の様式は国が提示する様式に準じており、項目をすべて網羅していれば様式のレイアウト等は違っていても大丈夫ですが、できるだけ国が提示している様式での提出をお願いいたします。(なお、市のホームページからも様式はダウンロードできます。)



Q11.育児休業期間を延長するため、決定された入所日を変更できますか。

A11.入所日だけ変更することはできません。決定された入所を取り下げ(退園扱い)いただいた上で、申請→選考→認定・決定の手続きをやり直す必要があります。



Q12.育児休業期間中に妊娠しましたが、入園は可能でしょうか。

A12.「妊娠・出産」の認定で入園可能です(出産予定月の2か月前から)。また、その後生まれたお子さんの育児休業に入っても、在園している上のお子さんは「育児休業」の認定で継続利用できます。認定事由が育児休業→妊娠・出産→育児休業と変わります。(育児休業中は、保護者自身は保育ができる状態であるとして扱われるため、他の事由がなければ新規入園はできません。ただし、すでに通園している上のお子さんの成育環境を変えないために保育を継続する必要がある場合には、保育認定の事由として認められています。)



Q13.認定こども園(保育園部)に通っている子(3歳以上)がいますが、下の子のために育児休業を延長すると、1号認定に変更しないと退園になってしまうのでしょうか。

A13.認定こども園でも保育園と同じ考え方(A12)です。保育認定希望であれば3歳児以上でも1号認定に変更する必要はありません。



転入、住所地に関する質問

Q14.現在市外に居住しています。今後、安中市に転入する予定ですが申し込みは可能でしょうか。

A14.

- ①3月中に安中市に転入する場合 →安中市に申込みしてください。
- ②4月以降に安中市に転入する場合 →現在住所のある市町村役場にて安中市の施設に入所すると申し込んでください。その後転入した時点で安中市役所こども課にて手続きをしてください。



Q15.転入予定で申込みを行いたいのですが、すでに安中市に住んでいる人に比べて不利になるなど選考に影響はありますか。

A15.9月の一斉申込みで第一希望の園に申請書が提出されていれば影響はありません。



Q16.安中市に住民登録があります。市外の保育所等の利用(広域入所申込み)はできますか。

A16.申込みは可能です。ただ、保育を必要とする事由(就労等)以外にも、保育所等が所在する市町村が定める要件に適合することが必要となります。また、市町村によっては、その自治体の市民が申込みする場合に比べて利用調整の際の優先度が下がる場合があります(居住者の子どもを優先するため)。また、市町村をまたいで利用調整を行うため決定通知等の送付が遅れる場合があります。



保育料に関する質問

Q17.祖父母と同居していますが、祖父母の収入も保育料の算定に関係がありますか？

A17.同居している祖父母に収入があったとしても基本的には保育料の算定に影響はありません。
ただし、ひとり親家庭や、児童の保護者の年間収入の合計が103万円以下の方で、同居している祖父母がいる場合は、世帯分離している場合も含め、祖父母のいずれかのうち、所得の高い方の市町村民税の所得割額を加算して保育料を算定します。



Q18.ひとり親家庭、在宅障害児(者)のいる世帯についての減免措置はあるのですか？

A18.申請を行っていただくことで、減免措置があります。



その他の質問

Q19.「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定証」が届きました。認定期間が小学校就学前までではなく、途中の期間までになっているのはなぜですか。

A19.お子さんが3歳未満(3号認定)である場合は、認定期間が満3歳の誕生日の前々日となります(法令上、誕生日の前日から満3歳となるため)。満3歳の誕生日からは2号認定となりますが、その認定期間は小学校就学前までとなります。



Q20.認定こども園を利用しています。1号認定から2号認定、または2号認定から1号認定へ変更は可能ですか。

A20.1号認定と2号認定でそれぞれ定員が定められているため、利用している認定こども園の定員に余裕があることを確認していただいた上であれば変更可能です。変更には手続きが必要です。



Q21.4月15日で1歳になります。1歳児クラスから入園を希望できますか。

A21.4月1日現在でのお子さんの年齢によりその年度のクラス年齢が決まります。

4月15日に1歳児になったとしても4月1日時点では0歳児だったのでその年度中は0歳児クラスとなります。0歳児クラスの対応がない園には申し込みができませんのでご注意ください。



ほかにもご質問がありましたら、市役所こども課にお問い合わせください。

